



広島県報

定期
第24号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(行政管理室) 三

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(住宅管理室) 四

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則……………(以上県法規登載) 四

告示

公の施設の指定管理者の指定……………(国際企画室) 六

平成十三年広島県告示第六百五十九号(自然公園施設の設置及び管理に関する条例の規定による牛小屋高原公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲)の一部を改正する告示……………(自然環境保全室) 六

広島県と廿日市市との間における極楽寺山公園施設及び細見谷公園施設の管理事務の事務委託に関する規約……………() 六

広島県と山県郡北広島町との間における聖湖公園施設管理事務の事務委託に関する規約……………() 七

広島市と三原市との間における御調八幡宮公園施設管理事務の事務委託に関する規約……………() 八

広島県と福山市との間における山野峡公園施設管理事務の事務委託に関する規約……………() 九

広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロード、自転車その他知事が別に定める施設等の利用料金の範囲……………(以上六件県法規登載) 〇

救急病院等の認定……………(医療対策室) 〇

結核予防法の規定による医療機関の指定……………(保健対策室) 一

結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退……………() 一

生活保護法の規定による医療機関の指定……………(福祉指導室) 一

生活保護法の規定による指定医療機関の廃止……………() 一

特定計量器の定期検査の実施……………(計量検定室) 二

家畜伝染病の発生予防及び発生予防のための検査並びに注射の実施……………(畜産振興室) 二

換地計画に伴う字の区域の変更……………(土地改良室) 四

保安林の指定の解除(二件)……………(治山室) 四

保安林予定森林(二件)……………() 五

解除予定保安林にする旨の通知(二件)……………() 五

公共測量の実施(二件)……………(土木建築総務室) 五

道路の区域変更(七件)……………(道路保全室) 六

道路の供用開始(五件)……………() 六

浸水想定区域の指定……………(河川管理室) 九

海岸保全区域の変更……………() 九

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防室) 〇

急傾斜地崩壊危険区域の指定の変更……………() 〇

土砂災害警戒区域等の指定……………() 五

都市計画事業の事業計画の変更の認可(二件)……………(都市整備室) 六

都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可(三件)……………(下水道室) 六

公告

軽油引取税の特約業者の指定の取消し……………(税務室) 一八

争議行為の予告(二件)……………(労政管理室) 一八

市町村都市計画の決定に係る図書の写し……………(都市企画室) 一八

市町村都市計画の変更に係る図書の写し(二件)……………() 一八

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………(都市整備室) 一九

換地計画認可申請の適否決定(市町村)……………(広島地域事務所) 一九

換地処分(市町村)……………() 一九

土地改良区の役員の就任及び退任……………() 一九

土地改良事業の施行の同意(市町村)……………(呉地域事務所) 一九

県営土地改良事業の換地処分……………(福山地域事務所) 三〇

教育委員会告示……………(備北地域事務所) 三〇

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行われ、又は行うことができる手続等……………() 三〇

教育委員会教育長告示……………() 三〇

広島県立総合体育館管理運営規則施行細則の一部を改正……………() 三〇

する告示……………三〇

公安委員会告示

(県法規登載)

遊技機の型式の検定の告示……………三一

労働委員会規則

広島県労働委員会の総会に関する規則……………三二

(県法規登載)

正 誤

平成十八年三月二十日付け広島県報 (定期) 第二十一号……………三三

(土地改良室)

中広島県公告の訂正……………三四

平成十八年三月十六日付け広島県報 (定期) 第二十号中……………三五

(治山室)

公布された規則のあらまし

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (規則第十五号) (行政管理室)

一 改正の理由

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 (以下「特例条例」という。)の一部改正に伴い、新たに市町が処理する事務のうち、規則に基づく事務の範囲を定めるなど必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

一 特例条例第二条の表の第十一号の二(5)に規定する事務	森林法施行細則に基づく事務のうち、開発行為の許可事項の軽微な変更の届出の受付等
二 特例条例第二条の表の第二十九号の三(9)に規定する事務	風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則に基づく事務のうち、行為の中止の届出の受付
三 特例条例第一条の表の第三十三号の三(40)に規定する事務	広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則に基づく事務のうち、届出を要しない土砂の搬出の承認等

2 特例条例第一条の表の第九号の七(1)及び第三条の表の第七号の二の規定により、緊

急の必要があるものとして県が処理する場合を定めた。

3 特例条例第二条の表の第十六号の四の規定により、市町が処理する河川の維持修繕及び改修の対象となる河川を定めた。

4 その他必要な規定の整備を行った。

三 施行期日

平成十八年四月一日

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則 (規則第十六号) (行政管理室)

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例 (平成十七年広島県条例第二十号) 第一条から第三条まで、第五条から第九条まで及び第十一条の規定の施行期日を、平成十八年四月一日とすることとした。

広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則 (規則第十七号) (住宅管理室)

一 改正の要旨

1 次の県営住宅を追加した。

名 称	位 置
県営平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町

2 次の県営住宅を廃止した。

名 称	位 置
県営上山本住宅	広島市安佐南区山本五丁目
県営岩谷住宅	広島市安佐南区緑井三丁目
県営呉宮原住宅	呉市宮原七丁目

3 県営港町住宅の一部を廃止した。

4 次の県営住宅駐車場を設置した。

名 称	所 在 地
県営平成ヶ浜住宅駐車場	安芸郡坂町
県営田の浦住宅駐車場	竹原市本町二丁目

5 県営港町住宅駐車場の一部を廃止した。

6 三原市の一部の区域において町の区域及び名称が変更されたことに伴い、県営東町

住宅、県営中之町住宅、県営倉之内住宅及び県営宗郷住宅の位置及びそれぞれの住宅
 駐車場の所在地の表示を改めた。

二 施行期日
 平成十八年三月三十日。ただし、県営平成ヶ浜住宅及び同住宅駐車場並びに県営田の
 浦住宅駐車場に係る改正規定については、平成十八年四月一日

規 則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定
 める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十五号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務
 の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定
 める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第一号の三中「第四号の二」を「第四号の三」に改め、同表の第一号の四中
 「第四号の三」を「第四号の四」に改め、同表の第一号の五中「第四号の四」を「第四号の
 五」に改め、同表の第一号の六中「第四号の五」を「第四号の六」に改め、同表第一号の八
 中「第九号の三」を「第九号の四」に改め、同表の第一号の九を同表の第一号の十とし、同
 表の第一号の八の次に次の一号を加える。

<p>一の九 特例条例第二 条の表の第十一号の 二(五)に規定する森林 法の施行に係る事務 のうち、規則に基づ く事務であつて別に 規則で定めるもの</p>	<p>森林法施行細則（昭和五十二年広島県規則第四十七号。以 下この号において「規則」という。）に基づき事務のうち 次の掲げるもの (1) 規則第六条第一項の規定による開発行為の許可事項の軽 微な変更の届出の受付 (2) 規則第七条の規定による開発行為の許可を受けた者の住 所又は氏名等の変更の届出の受付 (3) 規則第八条の規定による開発行為に関する工事の着手の 届出の受付 (4) 規則第九条第一項の規定による開発行為に関する工事の 六月ごとの中間施行状況の報告の受付 (5) 規則第九条第二項の規定による開発行為に関する工事の 中間施行状況の報告を行うべき工程の策定及び当該工程に 達したときの中間施行状況の報告の受付</p>
--	--

<p>五の二 特例条例第二 条の表第二十九号の 三(9)に規定する風致 地区内における建築 等の規制に関する条 例の施行に係る事務 のうち、規則に基づ く事務であつて別に 規則で定めるもの</p>	<p>(6) 規則第十条の規定による開発行為に関する工事の施行管 理基準の策定 (7) 規則第十一条の規定による開発行為に関する工事の完了 の届出の受付及び完了の確認 (8) 規則第十二条の規定による開発行為に関する工事の中止 又は廃止の届出の受付及び現況の確認 (9) 規則第十三条の規定による開発行為の許可を受けた者の 地位の承継の届出の受付 (10) 規則第十四条の規定による開発行為に起因する災害の状 況の報告の受付</p>
--	---

第二条の表の第二号中「第十六号(21)」を「第十六号の二(26)」に、「第十六号(1)」を「第十
 六号の二(5)」に、「(12)から(14)まで」を「(16)から(18)まで」に改め、同表の第三号中「(30)」を
 「(34)」に、「(16)」を「(17)」に改め、同表の第四号の二を削り、同表の第五号の次に次の二号
 を加える。

<p>五の三 特例条例第二 条の表の第三十三号 の三(40)に規定する広 島県土砂の適正処理 に関する条例の施行 に係る事務のうち、 規則に基づき事務で あつて別に規則で定 めるもの</p>	<p>風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則 （昭和四十五年広島県規則第五十八号）第四条の規定による 行為の中止の届出の受付 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成十六年 広島県規則第五十六号、以下この号において「規則」という。） に基づき事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第五条第一号の規定による届出を要しない土砂の搬 出の承認 (2) 規則第九条第一号の規定による届出を要しない一時たい 積行為に係る土砂の搬出の承認 (3) 規則第十五条第二十一号の規定による土砂埋立行為が公 益事業に準じる事業の実施に係るものである旨の確認</p>
---	---

第二条の表の第八号を次のように改める。

<p>八 削除</p>	
-------------	--

第三条の見出し及び同条第一項中「第十一号の二」を「第十一号の三」に改め、同項の表
 を次のように改める。

路 線 名	市町名
三次大和線、甲山甲奴上市線、世羅甲田線、府中世羅三和線、三次庄原 線、三次三和線、三良坂総領線、三次江津線、三和大和線、新市三次線、 甲奴停車場線、吉舎停車場線、三良坂停車場線、塩町停車場線、志和地 停車場線、三次停車場線、神杉停車場線、別迫上下線、梶田三良坂線、和 太郎丸吉舎線、宇賀矢野線、宇賀安田線、若屋秋町線、糸井塩町線、和	三次市

知塩町線、青河江田川之内線、和知三次線、木呂田本郷線、香淀三次線、大津横谷線、羽出庭向原線、羽出庭三良坂線、七塚三良坂線、下門田泉吉田線、三次インター線	
甲田作木線、吉田邑南線、世羅甲田線、千代田八千代線、東広島向原線、邑南高宮線、三次江津線、下北甲田線、吉田口停車場線、上入江吉田線、勝田吉田線、浅塚横田線、金屋王生線、北船木線、中北川根線、船木上福田線、原田吉田線、古屋吉田線、志和口向原線、羽出庭向原線	安芸高田市
高田沖美江田島線、江田島大柿線、大君深江線、石風呂切串線、鷲部小用線、秋月飛渡瀬線、深江柿浦線	江田島市

第三条第二項中「第十一号の二」を「第十一号の三」に改め、同項の表を次のように改める。

路	線	市町名
宇賀矢野線、糸井塩町線、木呂田本郷線、大津横谷線、下門田泉吉田線		三次市
千代田八千代線、邑南高宮線、三次江津線、中北川根線、船木上福田線、志和口向原線		安芸高田市
大君深江線、深江柿浦線		江田島市

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(特例条例第二条の表の第九号の七及び第三条の表の第七号の二の規則で定める場合)
 第三条 特例条例第二条の表の第九号の七(1)及び第三条の表の第七号の二の規則で定める場合は、次の場合とする。

- 一 海外における親族等の病氣、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない場合
- 二 業務等(観光目的のものを除く)で、疎明資料により緊急に渡航する必要がある場合
- 三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十三条第一項の各号のいずれかに該当する場合

第四条の次に次の一条を加える。
 (特例条例第二条の表の第十六号の四の規則で定める二級河川)
 第五条 特例条例第二条の表の第十六号の四(1)の規則で定める二級河川は、次のとおりとする。

河川	市町名
単独水系小原川、単独水系原田川、単独水系原下川	大崎上島町

2 特例条例第二条の表の第十六号の四(2)の規則で定める二級河川は、次のとおりとする。

河川	市町名
単独水系小原川、単独水系原田川、単独水系原下川	大崎上島町

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第十六号

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第二十号)第一条から第三条まで、第五条から第九条まで及び第十一条の規定の施行期日は、平成十八年四月一日とする。

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第十七号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則
 広島県営住宅管理規則(平成十年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。
 別表第一号の表中

県営西山本住宅	広島市安佐南区山本四丁目	を
県営上山本住宅	広島市安佐南区山本五丁目	を
県営西山本住宅	広島市安佐南区山本四丁目	に、
県営安佐住宅	広島市安佐南区上安五丁目	を
県営岩谷住宅	広島市安佐南区緑井三丁目	を
県営安佐住宅	広島市安佐南区上安五丁目	に、

県宮平成ヶ浜住宅駐車場	安芸郡坂町	に、
県宮坂住宅駐車場	安芸郡坂町	
別表第二号の表中		を
福山市港町二丁目		
福山市港町二丁目、同港町二丁目		を
三原市宗郷四丁目		に、
三原市宗郷町		を
県宮東町住宅	三原市東町三丁目	に、
県宮中之町住宅	三原市中之町二丁目	
県宮倉之内住宅	三原市中之町三丁目	
県宮倉之内住宅		を
県宮中之町住宅	三原市中之町	
県宮東町住宅	三原市東町	に、
県宮登町住宅	呉市和庄登町	
県宮呉宮原住宅	呉市宮原七丁目	を
県宮登町住宅	呉市和庄登町	
県宮平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町	に、
県宮坂住宅	安芸郡坂町	を

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一号の表の改正規定中

附 則

福山市港町二丁目		に改める。
福山市港町二丁目、同港町二丁目		を
三原市宗郷四丁目		に、
三原市宗郷町		を
県宮東町住宅駐車場	三原市東町三丁目	に、
県宮中之町住宅駐車場	三原市中之町二丁目	
県宮倉之内住宅駐車場	三原市中之町三丁目	
県宮倉之内住宅駐車場		を
県宮中之町住宅駐車場	三原市中之町	
県宮東町住宅駐車場	三原市東町	に、
県宮第二丸子山住宅駐車場	竹原市本町二丁目	
県宮第一丸子山住宅駐車場		を

の表の改正規定中

県宮坂住宅	安芸郡坂町	に改める部分並びに別表第二号
県宮平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町	
県宮坂住宅駐車場	安芸郡坂町	を

県営坂住宅駐車場	安芸郡坂町
県営平成タテ浜住宅駐車場	
県営第一丸子山住宅駐車場	
県営第二丸子山住宅駐車場	
県営田の浦住宅駐車場	竹原市本町二丁目

月一日から施行する。

に改める部分及び

を

に改める部分は、平成十八年四月一日から施行する。

告示

広島県告示第三百五十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)第三条の規定によって、広島県立広島国際協力センターの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

- 一 指定を受けた者
 - 1 名称及び代表者の氏名
財団法人ひろしま国際センター 会長 渡辺 一秀
 - 2 主たる事務所の所在地
広島市中区中町八番十八号
- 二 指定した年月日
平成十八年三月二十七日
- 三 管理の期間
平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

広島県告示第三百五十三号

平成十三年広島県告示第六百五十九号(自然公園施設の設置及び管理に関する条例の規定による牛小屋高原公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十日

本文中「別表第二」を「別表第四」に改め、表中

広島県知事 藤田雄山

八〇〇円から 一四〇〇円まで
一、二六〇円から 二、二一〇円まで
二五〇円から 四五〇円まで
八四〇円から 一、四七〇円まで

を

七〇〇円から 一三〇〇円まで
一、一〇〇円から 二、一〇〇円まで
二二〇円から 四一〇円まで
七〇〇円から 一、四〇〇円まで

に改める。

広島県告示第三百五十四号

広島県と廿日市市との間における極楽寺山公園施設及び細見谷公園施設の管理事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

広島県と廿日市市との間における極楽寺山公園施設及び細見谷公園施設の管理事務の事務委託に関する規約

- (委託事務の範囲)
 - 第一条 広島県(以下「甲」という。)は、極楽寺山公園施設及び細見谷公園施設(以下「委託施設」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を廿日市市(以下「乙」という。)に委託する。
 - 一 委託施設の管理及び利用に関する事務
 - 二 委託施設に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第四項の規定による使用許可に関する事務
 - 三 委託施設の維持及び修繕に関する事務(管理及び執行の方法)
 - 第二条 前条第一号及び第二号に掲げる事務の管理及び執行については、甲の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。(協議)
 - 第三条 次に掲げる場合においては、乙は、あらかじめ甲に協議するものとする。
 - 一 委託施設の全部又は一部の供用を休止しようとするとき。
 - 二 委託施設における行為の許可をしようとするとき。

三 第一条第二号の許可をしようとするとき。
四 第一条第三号に掲げる事務を行おうとするとき。

(管理委託)
第四条 乙は、委託施設の管理の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第五条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲及び乙の負担とし、その額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

(使用料等の収入)

第六条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、すべて乙の収入とする。

(予算の経理)

第七条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において他の予算と分別して計上するものとする。

(経費の繰越使用)

第八条 乙は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る歳入歳出の決算において剰余金が生じた場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。

(報告)

第九条 乙は、各年度において出納閉鎖後、速やかに委託事務の管理及び執行に係る実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡調整会議)

第十条 乙は、委託事務について甲と連絡調整を図り、委託施設の運営を協議するため、極楽寺山公園施設及び細見谷公園施設連絡調整会議(以下「会議」という。)を開くことができる。

2 甲の申出がある場合は、乙は、会議を開くものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第十一条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を変更しようとする場合は、あらかじめその旨を乙に通知するものとする。

(その他)

第十二条 前各条に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附則

1 この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合、決算において剰余金又は不足額が生じたときは、この処理について甲乙協議するものとする。

広島県告示第三百五十五号

広島県と山県郡北広島町との間における聖湖公園施設管理事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県と山県郡北広島町との間における聖湖公園施設管理事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 広島県(以下「甲」という。)は、聖湖公園施設(以下「委託施設」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を山県郡北広島町(以下「乙」という。)に委託する。

一 委託施設の管理及び利用に関する事務

二 委託施設に係る使用許可に関する事務(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第四

項の規定による使用許可に関する事務

三 委託施設の維持及び修繕に関する事務

(管理及び執行の方法)

第二条 前条第一号及び第二号に掲げる事務の管理及び執行については、甲の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(協議)

第三条 次に掲げる場合においては、乙は、あらかじめ甲に協議するものとする。

一 委託施設の全部又は一部の供用を休止しようとするとき。

二 委託施設における行為の許可をしようとするとき。

三 第一条第二号の許可をしようとするとき。

四 第一条第三号に掲げる事務を行おうとするとき。

(管理委託)

第四条 乙は、委託施設の管理の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第五条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲及び乙の負担とし、その額及び支払方

法は、甲乙協議して定める。

(使用料等の収入)

第六条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、すべてこの収入とする。

(予算の経理)

第七条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において他の予算と分別して計上するものとする。

(経費の繰越使用)

第八条 乙は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る歳入歳出の決算において剰余金が生じた場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。

(報告)

第九条 乙は、各年度において出納閉鎖後、速やかに委託事務の管理及び執行に係る実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡調整会議)

第十条 乙は、委託事務について甲と連絡調整を図り、委託施設の運営を協議するため、聖湖公園施設連絡調整会議(以下「会議」という。)を開くことができる。

2 甲の申出がある場合は、乙は、会議を開くものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第十一条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を変更しようとする場合は、あらかじめその旨を乙に通知するものとする。

(その他)

第十二条 前各条に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附則

1 この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合、決算において剰余金又は不足額が生じたときは、この処理について甲乙協議するものとする。

広島県告示第三百五十六号

広島県と三原市との間における御調八幡宮公園施設管理事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田 雄山

広島県と三原市との間における御調八幡宮公園施設管理事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 広島県(以下「甲」という。)は、御調八幡宮公園施設(以下「委託施設」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を三原市(以下「乙」という。)に委託する。

一 委託施設の管理及び利用に関する事務

二 委託施設に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第四項の規定による使用許可に関する事務

三 委託施設の維持及び修繕に関する事務

(管理及び執行の方法)

第二条 前条第一号及び第二号に掲げる事務の管理及び執行については、甲の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(協議)

第三条 次に掲げる場合においては、乙は、あらかじめ甲に協議するものとする。

一 委託施設の全部又は一部の供用を休止しようとするとき。

二 委託施設における行為の許可をしようとするとき。

三 第一条第二号の許可をしようとするとき。

四 第一条第三号に掲げる事務を行おうとするとき。

(管理委託)

第四条 乙は、委託施設の管理の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第五条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲及び乙の負担とし、その額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

(使用料等の収入)

第六条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、すべて乙の収入とする。

(予算の経理)

第七条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において他の予算と分別して計上するものとする。

(経費の繰越使用)

第八条 乙は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る歳入歳出の決算において剰

余金が生じた場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。

(報告)

第九条 乙は、各年度において出納閉鎖後、速やかに委託事務の管理及び執行に係る実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡調整会議)

第十条 乙は、委託事務について甲と連絡調整を図り、委託施設の運営を協議するため、御調八幡宮公園施設連絡調整会議(以下「会議」という。)を開くことができる。

2 甲の申出がある場合は、乙は、会議を開くものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第十一条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を変更しようとする場合は、あらかじめその旨を乙に通知するものとする。

(その他)

第十二条 前各条に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附則

1 この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合、決算において剰余金又は不足額が生じたときは、この処理について甲乙協議するものとする。

広島県告示第三百五十七号

広島県と福山市との間における山野峡公園施設管理事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県と福山市との間における山野峡公園施設管理事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 広島県(以下「甲」という。)は、山野峡公園施設(以下「委託施設」という。)に係る次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を福山市(以下「乙」という。)に委託する。

一 委託施設の管理及び利用に関する事務

二 委託施設に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第四項の規定による使用許可に関する事務

三 委託施設の維持及び修繕に関する事務
(管理及び執行の方法)

第二条 前条第一号及び第二号に掲げる事務の管理及び執行については、甲の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(協議)

第三条 次に掲げる場合においては、乙は、あらかじめ甲に協議するものとする。

一 委託施設の全部又は一部の供用を休止しようとするとき。

二 委託施設における行為の許可をしようとするとき。

三 第一条第二号の許可をしようとするとき。

四 第一条第三号に掲げる事務を行おうとするとき。

(管理委託)

第四条 乙は、委託施設の管理の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第五条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲及び乙の負担とし、その額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

(使用料等の収入)

第六条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、すべて乙の収入とする。

(予算の経理)

第七条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において他の予算と分別して計上するものとする。

(経費の繰越使用)

第八条 乙は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る歳入歳出の決算において剰余金が生じた場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。

(報告)

第九条 乙は、各年度において出納閉鎖後、速やかに委託事務の管理及び執行に係る実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡調整会議)

第十条 乙は、委託事務について甲と連絡調整を図り、委託施設の運営を協議するため、山野峡公園施設連絡調整会議（以下「会議」という。）を開くことができる。

2 甲の申出がある場合は、乙は、会議を開くものとする。
（条例等改正の場合の措置）

第十一条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を変更しようとする場合は、あらかじめその旨を乙に通知するものとする。

（その他）

第十二条 前各条に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附則

1 この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合、決算において剰余金又は不足額が生じたときは、この処理について甲乙協議するものとする。

広島県告示第三百五十八号

広島県立中央森林公園設置及び管理条例（平成五年広島県条例第二十号）別表第二の規定により、広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロード、自転車その他行事が別に定める施設等の利用料金の範囲を次のように定め、平成十八年四月一日から施行する。

なお、平成十年広島県告示第四百三十五号（広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロードその他の施設を専用使用する場合の使用料の額）は、平成十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

区 分	単 位	利 用 料 金 の 範 囲
広場、サイクリングロードその他の施設	一〇〇〇平方メートルにつき三時間まで	七〇〇円から一五〇〇円まで

二 自転車の利用料金の範囲

区 分	単 位	利 用 料 金 の 範 囲		
		一回の利用台数が一〜九台以下の場合	平日	休日
ロードレーサー	一台二時間につき	五二〇円から九八〇円まで	二六〇円から四九〇円まで	四七〇円から八八〇円まで
マウンテンバイク二六	一台延長一時間につき	三八〇円から七二〇円まで	一九〇円から三六〇円まで	三四〇円から六五〇円まで
	一台二時間につき	三九〇円から五九〇円まで	三〇〇円から五三〇円まで	二八〇円から五三〇円まで
マウンテンバイク二四	一台延長一時間につき	三一〇円から五九〇円まで	一五〇円から三〇〇円まで	二八〇円から五三〇円まで
	一台二時間につき	三二〇円から五九〇円まで	一五〇円から三〇〇円まで	二八〇円から五三〇円まで
軽快車	一台延長一時間につき	四九〇円から九一〇円まで	二四〇円から四六〇円まで	四四〇円から八二〇円まで
	一台二時間につき	五〇〇円から九二〇円まで	二四〇円から四六〇円まで	四四〇円から八二〇円まで
子供乗せ付軽快車	一台延長一時間につき	一七〇円から三三〇円まで	八〇円から一七〇円まで	一五〇円から三〇〇円まで
	一台二時間につき	一七〇円から三三〇円まで	八〇円から一七〇円まで	一五〇円から三〇〇円まで
子供マウンテンバイク	一台延長一時間につき	一七〇円から三三〇円まで	八〇円から一七〇円まで	一五〇円から三〇〇円まで
	一台二時間につき	一七〇円から三三〇円まで	八〇円から一七〇円まで	一五〇円から三〇〇円まで
おもしろ自転車	一台三〇分まで	二二〇円から三九〇円まで		
	一台三〇分まで	二二〇円から三九〇円まで		

備考

一 この表において平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日以外の日をいう。

二 この表において休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。

広島県告示第三百五十九号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	効力を有する期限	備考
医療法人社団慈恵会 いまだ病院	広島市西区三篠町一丁目五番一号	平成二十年三月二十九日	更新
公立下蒲刈病院	呉市下蒲刈町下島二二〇・四	平成二十年三月二十九日	更新

広島県告示第三百六十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定によって、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年三月三十日

名称	所在地	指定年月日
中町薬局	呉市広中町一五二二六	平成一八・二・二七
日本調剤 殿賀薬局	山県郡安芸太田町下殿河内七二〇一	一八・二・一
村瀬整形外科クリニックス	東広島市黒瀬町檜原七八八一	一八・二・一
福島眼科クリニックス	東広島市西条土与丸五九三三三	一八・三・三
あさだ内科	三原市宮浦五一六一三	一八・二・一
関西薬局 宮浦店	三原市宮浦五一六一〇	一八・二・一
にしがき脳神経外科医院	尾道市新浜一九二七	一八・二・二
医療法人社団 眞田クリニックス	尾道市因島土生町一八〇九三四	一八・一・一〇
児玉医院	尾道市瀬戸田町瀬戸田三四六	一八・三・一
医療法人社団 翠明会 藤田医院	尾道市因島中庄町四九三四	一八・三・一

広島県告示第三百六十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	辞退年月日
中町薬局	呉市広中町一五三一	平成一八・二・二六
有限会社エヌ・イー・ピー すみれ薬局	安芸高田市吉田町大字吉田三六五九一	一七・二・三一
越智医院	山県郡安芸太田町三三三〇	一八・一・三〇
医療法人社団 柏原会 村瀬整形外科クリニックス	東広島市黒瀬町檜原七八八一	一八・一・三一
児玉医院	尾道市瀬戸田町瀬戸田三四六	一八・二・二八
藤田医院	因島市中庄町四九三四	一八・二・二八
神辺町国民健康保険神辺 町立病院	深安郡神辺町字湯野二二	一八・二・二八

広島県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十八年三月三十日

名称	所在地	指定年月日
児玉医院	尾道市瀬戸田町瀬戸田三四六	平成一八・三・一
藤田医院	尾道市因島中庄町四九三四	一八・三・一
福島眼科クリニックス	東広島市西条土与丸五九三三三	一八・三・一
とまと歯科クリニックス	安芸郡熊野町一七〇四二	一八・二・一
中町薬局	呉市広中町一五二二六	一八・三・一

広島県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

名	藤田	越智	児玉	神辺町国民健康保険神辺町立病院	中	殿
称	院	院	院	院	局	局
在	尾道市因島中庄町四九三〇	山県郡安芸太田町加計三四三〇	尾道市瀬戸田町瀬戸田三三九	深安郡神辺町字湯野二一	呉市広中町一五 三一	山県郡安芸太田町大字下殿河内字岸七一〇
地						
辞退年月日	平成 一八・二・二八	一八・一・一四	一八・二・二八	一八・二・二八	一八・二・二八	一八・一・三一

広島県告示第三百六十四号
計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成十八年三月三十日

一 区域
大崎上島町

二 対象となる特定計量器

広島県告示第三百六十五号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項及び第六条第一項の規定によって、検査及び注射を次のとおり実施する。
平成十八年三月三十日

区分	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査注射の別及びその方法
結核病及びブルセラ病	牛の結核病及びブルセラ病撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛で生後三か月以上のもの 二 種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三か月以上の雄牛 三 前二号の牛と同一施設内で飼育している牛 四 その他必要と認められるもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	一 結核病検査 2 1 臨床検査 2 ツベルクリン反応ただし、皮内注射法 二 ブルセラ病検査 3 2 1 急速凝集反応 3 試験管凝集反応 3 補体結合反応
馬伝染性貧血	馬伝染性貧血撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)による競馬に出場する馬及び乗用馬であつて家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	二一 臨床検査 二二 寒天ゲル内沈降反応検査

三 非自動はかり、分銅及びおもり
検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成一八・四・二六	一三・〇〇～一六・〇〇	大崎上島町役場本庁舎
" " " " 二七	九・〇〇～一六・〇〇	広島ゆたか農協上島選果場
" " " " 二八	九・〇〇～一三・三〇	広島ゆたか農協木江集荷所

四 所在場所における定期検査(ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。)の期日及び場所

実施期日

実施場所

平成十八年四月二十六日から
平成十八年六月二十五日まで
定期検査実施機関
指定定期検査機関
社団法人 広島県計量協会

当該計量器の所在場所

ブルータング	牛流行熱	イバラキ病	オーエスキー病	牛流行熱	炭疽	牛伝染性鼻気管炎	気腫疽	腐そ病	家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)	高病原性鳥インフルエンザ	牛海綿状脳症	ヨーネ病
ブルータングの発生予防のため	牛流行熱の発生予防のため	イバラキ病の発生予防のため	オーエスキー病発生予防のため	牛流行熱の発生予防のため	炭疽の発生予防のため	牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため	気腫疽の発生予防のため	腐そ病撲滅のため	家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)の撲滅のため	高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	牛海綿状脳症の発生及び浸潤状況を把握するため	牛のヨーネ病撲滅のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域(ただし、社団法人広島県家畜畜産物衛生指導協会が自主的防疫措置により実施する区域を除く。)	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育されている豚であって家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育されている生後六か月以上の牛で家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育されているみつばちであって家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育されている鶏であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている鶏であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内における、次の各号に該当する牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの。 一 牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項で届出のあった満二四か月齢以上(推定を含む。)の死体。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。 二 その他検査を必要と認める死体	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの。 一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛で生後六か月以上のもの 二 種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後六か月以上の雄牛 三 前二号の牛と同一施設内で飼育している生後六か月以上の牛 四 その他必要と認められるもの
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
血清学的検査	血清学的検査	血清学的検査	一 臨床検査 二 ラテックス凝集反応検査 三 酵素免疫測定法(エライザ法)	筋肉内注射	皮下注射	筋肉内注射	皮下注射	二 肉眼的検査 一 細菌学的検査	急速凝集反応検査	一 臨床検査 二 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応) 三 ウイルス分離 四 その他必要な検査	酵素抗体法(エライザ法)	一 臨床検査 二 細菌検査 三 ヨーニン検査 四 酵素免疫測定法(エライザ法)

アカバネ病	アカバネ病の発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育されているもの	同右	血清学的検査
アイノウィルス感染症	アイノウィルス感染症の発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育されているもの	同右	血清学的検査
チュウザン病	チュウザン病の発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育されているもの	同右	血清学的検査
伝染性胃腸炎	伝染性胃腸炎の発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育されているもの	同右	血清学的検査
流行性脳炎	流行性脳炎の発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育されているもの	同右	血清学的検査
豚繁殖・呼吸障害候群	豚繁殖・呼吸障害候群の発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育されているもの	同右	血清学的検査
豚流行性下痢	豚流行性下痢の発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育されているもの	同右	血清学的検査

広島県告示第三百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、三次市所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、三次市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

字	上 地	欄 番	下 欄
芥子山	四三六の二、四三六の五、四三六の六、四三六の七、四三八		
藤谷山	四六二の二、四六二の三		
仁賀石山	四八九の三、四九一の二、四九二の五、四九三の二		
蟪蛄ノ子山	六四〇の六、六四一の三及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部		

広島県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡熊野町字定光二〇八の二（次の図に示す部分に限る。）、二二〇九の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び熊野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年三月三十日

一 解除に係る保安林の所在場所

広島県知事 藤 田 雄 山

安芸郡熊野町字定光一〇八の一から一〇八の三・字堂畝三二二九の四・三一六五の

四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び熊野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三百六十九号

次の森林を保安林予定森林にした。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

東広島市高屋町稲木二六三八、二六四一、二六四二、二六四五、二六四六、二六四九、二六五一、二六五二、二六六八から二六七一まで、二六七四、二六七五の一、二六七五の二、二六七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

稲木二六三八・二六四一・二六四二・二六四五・二六四六・二六四九・二六五一・二六五二・二六六八から二六七一まで・二六七四・二六七五の一・二六七五の二・二六七六(以上十六筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治

山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三百七十号

次の森林を保安林予定森林にした。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

豊田郡大崎上島町東野字美好三七六一、三七六二、三七六八から三七七一まで、三七七四の一、三七七五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字美好三七六一・三七六二・三七六八・三七七〇・三七七五の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、三七六九、三七七一、三七七四の一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び大崎上島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三百七十一号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市君田町檀田字判官二一六の一・二一六の五・二一六の八・二一三七の三・二一三七の一・二一三七の二から二一三七の二まで・二一三七の二五・二一三七の二九・二一三七の三〇・二一三八の六・二一三八の七・二一三八の九・二一三八の二二・二一三八の三五・二一三八の三七・二一四一の一・二一四一の四・二一四二の一・二一四五の一(以上二十三筆について次の図に示す

部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三百七十二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

世羅郡世羅町大字宇津戸字天神一四六の二・一四七の二・一四八の二(以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。)。一四四の三・一五一の二・一五二の三・一五四の三・一五五の二・一五六の五・一五七の二(以上七筆国有林)。一五四の二・一五五の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)。字増岩一二五の二・一二六の二(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)。字松ヶ鼻三二の二(国有林。次の図に示す部分に限る。)。三三二の二六(国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三百七十三号

広島防衛施設局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量(一級基準点四点、二級基準点五点及び三級基準点十五点)

二 作業期間

平成十八年四月一日から平成十八年五月二十六日まで

三 作業地域

江田島市江田島町秋月一丁目

広島県告示第三百七十四号

東広島市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量(東広島都市計画事業西条駅前土地区画整理事業)

二 作業期間

平成十七年六月二十八日から平成十八年三月二十七日まで

三 作業地域

東広島市西条本町及び同市西条栄町地域

広島県告示第三百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道

路線名 一八三号

道路の区域

区 間		新	旧	延 長	備 考
		別	別	別	別
		敷地の幅員	敷地の幅員	メートル	メートル
庄原市平和町字平田四二一番一地从先から	新	四〇・五〇	五七・〇〇	五五七・〇〇	拡幅 県道山内停車 場線と一部重
庄原市平和町字種森六〇〇番一地从先まで	旧	一一・八〇	五七・〇〇	五五七・〇〇	

道路の種類 県道 路線名 山内停車場線 道路の区域	庄原市山内町字珍啓八二三番一地从先から 庄原市殿垣内町字下組二六六番一地从先まで	
	新	旧
	三二〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
	二四・〇〇	一三・三四
	拡幅 線と一部重複	備考

道路の種類 県道 路線名 金田平和線 道路の区域	庄原市山内町字守屋谷四四〇番一地从先から 庄原市山内町字守屋谷四七六番一地从先まで	
	新	旧
	四一七〇〇〇〇〇	二七〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
	二四・六〇	二八・〇〇
	幅員減少 一般国道一部重複	備考

道路の種類 県道 路線名 金田平和線 道路の区域	庄原市平和町字平田四七八番一地从先から 庄原市平和町字平田四七八番一地从先まで	
	新	旧
	三二〇〇〇〇〇〇	三一〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
	二四・〇〇	二四・〇〇
	拡幅 一般国道一部重複	備考

広島県告示第三百七十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山
 道路の種類
県道
路線名
内堀備後八幡停車場線
道路の区域

道路の種類 県道 路線名 内堀備後八幡停車場線 道路の区域	庄原市東城町菅字土居田甲五三五番二地从先から 庄原市東城町菅字青木四〇一番一地从先まで	
	新	旧
	六三九〇〇〇〇	五三九〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
	五七〇・〇〇	五七〇・〇〇
	拡幅	備考

広島県告示第三百七十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類
県道
路線名
栗谷大野線
道路の区域

道路の種類 県道 路線名 栗谷大野線 道路の区域	廿日市市大野字馬ノ口二六四三番一地从先から 廿日市市大野字馬ノ口二六四三番一地从先まで	
	新	旧
	九九三〇〇〇〇	三六〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
	三七・三〇	三七・三〇
	拡幅	備考

広島県告示第三百七十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

道路の種類 県道
路線名 西条停車場線
道路の区域

広島県知事 藤 田 雄 山

区 間	別新旧		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	新	旧			
東広島市西条本町四八八番二地先から 東広島市西条本町八五〇番一地先まで	三八〇〇〇〇	一八五〇〇〇	三三・〇〇	二二九・〇〇	幅員減少

広島県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道
路線名 下竹仁久芳線
道路の区域

区 間	別新旧		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	新	旧			
東広島市福富町下竹仁字柳一八九二番二地先から 東広島市福富町下竹仁字二反田山二〇八二番一 地先まで	一五〇〇〇〇	一五七・五〇〇	三〇九・五〇	三〇九・五〇	幅員減少
東広島市福富町久芳字羽田木五六九〇番三 地先から 東広島市福富町久芳字平迫二二六二番一 地先まで	一一・〇〇〇	一一・〇〇〇	六九三・〇〇	六九三・〇〇	ルート変更 幅員減少
東広島市福富町久芳字戸鼻四三五一番一 地先から 東広島市福富町久芳字金口一五五四番三 地先まで	二五・〇〇〇	二五・〇〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	幅員減少

広島県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道
路線名 大崎上島循環線
道路の区域

区 間	別新旧		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町東野字森ヶ迫五二九二番地先 から 豊田郡大崎上島町東野字森ヶ迫一一八番一 地先まで	二九・四〇〇	二九・四〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇	幅員減少

広島県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道
路線名 大津横谷線
道路の区域

区 間	別新旧		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	新	旧			
三次市作木町森山西字江谷一四七番九地先 から 三次市作木町森山西字市場九七六番一 地先まで	七六・四〇〇	七六・四〇〇	八二〇・〇〇	八二〇・〇〇	幅員減少

広島県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	区	間	供用開始の期日
一般国道一八三		庄原市平和町字平田四二番一地从先から 庄原市平和町字種森六〇番一地从先まで 庄原市山内町字珍啓八一三番一地从先から 庄原市殿垣内町字下組二六六番二地从先まで	平成十八年三月三〇日

広島県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	区	間	供用開始の期日
県道内堀備後八幡停車場線		庄原市東城町菅字土居田甲五三五番一地从先から 庄原市東城町菅字青木四〇七番三地从先まで	平成十八年三月三〇日

広島県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	区	間	供用開始の期日
県道栗谷大野線		廿日市市大野字馬ノ口二六四三番一地从先から 廿日市市大野字馬ノ口二六四三番一地从先まで	平成十八年三月三〇日

広島県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
県道西条停車場線								平成十八年四月一日
	東広島市西条本町四八九番一地从先から 東広島市西条本町八五〇番一地从先まで							

広島県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
県道下竹仁久芳線								平成十八年三月三一日
	東広島市福富町下竹仁字北向一九三八番四地从先から 東広島市福富町久芳字円明寺三三三番四地从先まで							

広島県告示第三百八十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位情報周知河川について浸水想定区域を指定し、その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面を、広島県土木建築部河川砂防総室河川管理室、河川企画整備室及び各河川区間担当地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 浸水想定区域を指定する水位情報周知河川

河川の名称	河川	区 間	担当地域事務所 建設局
二級河川系 八幡川水系	左岸	広島市佐伯区五日市町大字下小深川字久保七三番八地先から海まで	広島地域事務所 建設局
	右岸	広島市佐伯区五日市町大字下河内字川坂八番五地先から海まで	
二級河川系 二河川水系	左岸	呉市上二河町莊山田村字東二河平七六番地先から海まで	呉地域事務所 建設局
	右岸	呉市二河峡町一五二番四地先から海まで	

二 浸水想定区域の指定年月日

平成十八年三月三十日

広島県告示第三百八十八号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定によつて、昭和五十年広島県告示第四百十五号で指定した海岸保全区域のうち、尾道海岸浦崎・灘組地区海岸を次のとおり変更する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

海岸名 尾道海岸

地区海岸名 浦崎・灘組地区海岸

地先海岸名 帆崎地先海岸

一 区域

基点一から基点一四までの各点を順次結んだ線及び基点一四から補助点一四の一、八の一、七の一、四の一、三の二、三の二、一の二、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域(基点、補助点の標示角度は真北による。)

二 点の位置

- 基準点 尾道市浦崎町字満越山満越四等三角点(標高一三五・九メートル)
- 基点一 基準点から七 度三 分の方向一、三八八メートルの点
- 基点二 基点一から一七四度の方向五八メートルの点
- 基点三 基点二から一八四度の方向七 メートルの点
- 基点四 基点三から一六一度の方向六 メートルの点

基点五 基点四から一四一度三 分の方向五三メートルの点

基点六 基点五から一六〇度の方向九九メートルの点

基点七 基点六から二六 度の方向七三メートルの点

基点八 基点七から一六七度の方向一 五メートルの点

基点九 基点八から一九四度の方向三五メートルの点

基点一〇 基点九から八九度三 分の方向三五メートルの点

基点一一 基点一〇から一五二度の方向五一メートルの点

基点一二 基点一一から六七度の方向二六メートルの点

基点一三 基点一二から一五三度の方向六九メートルの点

基点一四 基点一三から二五四度の方向三四メートルの点

補助点一の一 基点一から二四六度三 分の方向五四メートルの点

補助点二の一 基点二から二四六度三 分の方向五四メートルの点

補助点三の一 基点三から二四六度三 分の方向七二メートルの点

補助点四の一 基点四から二四九度の方向八 メートルの点

補助点五の一 基点七から三 八度の方向六一メートルの点

補助点六の一 基点八から二二二度の方向八二メートルの点

補助点七の一 基点一四から三二四度の方向九八メートルの点

広島県告示第三百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

戸坂数甲二丁目二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	村	地	番
広島市	東区	戸坂数甲二丁目	二四一四番四	標柱一号
			五五八番一	標柱二号
			三〇八番四四六	標柱三号及び四号
			三〇八番三三五	標柱五号
" "	" "	東区戸坂新町二丁目	三〇八番三五六	標柱六号
			三〇八番三五五	

東区戸坂数甲二丁目 一三七三番二地先河川敷 標柱七号
 " " 一四一一番一 標柱八号
 " " 一四一四番五 標柱九号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 丹那一三地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを昭和五十六年三月二十七日広島県告示第三百十一号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号、二号及び三号は告示で指定した土地に存する標柱五号、四号及び三号と同一とする。

郡市 町 村 地 番
 広島市 南区丹那町 二二一番六〇 標柱一号
 " " " " 二二一番六三 標柱二号
 " " " " 一七九番五 標柱三号
 " " " " 一八六番四地先道路敷 標柱四号
 " " " " 一八九番三 標柱五号
 " " " " 一九〇番一地先道路敷 標柱六号
 " " " " 一八八番三 標柱七号及び八号
 " " " " 二二〇番四地先河川敷 標柱九号
 " " " " 二二〇番一四地先河川敷 標柱十号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 己斐上二丁目一三地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成十六年二月二十六日広島県告示第二百七十号(以下「告示A」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱七号と八号を市道に沿って結んだ線、標柱八号と九号を結んだ線及び標柱一号と九号を平成十一年三月十八日広島県告示第二百八十九号(己斐上二丁目一〇地区)(以下「告示B」という。)で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示Bで指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線に存し、標柱六号は告示Aで指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線に存し、標柱七号は告示Aで指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱九号は

告示Bで指定した土地に存する標柱六号と七号を結んだ線に存するものとする。

郡市 町 村 地 番
 広島市 西区己斐上二丁目 一一番 標柱一号
 " " " " 七番三 標柱二号
 " " " " 七番一二 標柱三号
 " " " " 一八番 標柱四号
 " " " " 八番一〇 標柱五号
 " " " " 甲一二八三番四 標柱六号
 " " " " 一九〇八番一 標柱七号
 " " " " 一〇番一 標柱八号及び九号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 緑井四丁目地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成五年三月二十九日広島県告示第三百五十二号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とする。

郡市 町 村 地 番
 広島市 西区己斐上二丁目 一八六四番一、一八六四番二 標柱一号
 " " " " 及び一八六四番三地先道路敷 標柱二号
 " " " " 甲一二八三番四 標柱三号
 " " " " 一八番 標柱四号
 " " " " 一八五二番一 標柱五号
 " " " " 一八五三番五 標柱六号及び七号
 " " " " 一八五五番二

郡市 町 村 字 地 番
 広島市 安佐南区緑井四丁目 三三二二番一 標柱一号
 " " " " 安佐南区緑井町 神宮山 五三一一番 標柱二号

急傾斜地崩壊危険区域の名称	早瀬三丁目地区	急傾斜地崩壊危険区域の表示	九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	郡市	町	村	地	番	標柱番号
急傾斜地崩壊危険区域の名称	早瀬三丁目地区	急傾斜地崩壊危険区域の表示	九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	呉市	音戸町	早瀬三丁目	村	地	六二八二番一
									六二八二番一
									六二八八番一
									六一七二番地先道路敷
									六一七一番
									標柱四号
									標柱二号
									標柱三号
									標柱一号
									標柱八号及び九号
									標柱七号
									標柱八号及び九号
									標柱四号
									標柱五号
									標柱六号
									標柱七号
									標柱八号
									標柱九号から十二号まで
									標柱十三号
									標柱十四号
									標柱十五号及び十六号
									標柱十七号
									標柱十八号及び二十号
									標柱十九号
									標柱二十一号
									標柱二十二号及び二十三号
									標柱二十四号、二十五号及び二十八号
									標柱二十六号及び二十七号
									標柱二十九号
									標柱三十号
									標柱三十一号
									標柱三十二号
									標柱三十三号
									標柱三十四号
									標柱三十五号
									標柱三十六号
									標柱三十七号
									標柱三十八号
									標柱三十九号
									標柱三十九号
									標柱四号
									標柱三号
									標柱四号
									標柱五号
									標柱三十一号
									標柱三十二号
									標柱三十三号
									標柱三十四号
									標柱三十五号
									標柱三十六号
									標柱三十七号
									標柱三十八号
									標柱三十九号
									標柱三十九号
									標柱三十九号
									標柱三十九号
									標柱三十九号
									標柱三十九号

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和四十五年十二月十五日広島県告示第千五百十八号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を告示で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び八号は告示で指定した土地に存する標柱四号及び五号と同一とし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱三号と四号を結んだ線に存するものとする。

郡市 町 村 地 番

呉市 警固屋八丁目 一三四番 標柱一号及び八号

〃 〃 〃 一三五番 標柱一号

〃 〃 〃 一三六番三 標柱三号及び四号

〃 〃 〃 一四二番 標柱五号

〃 〃 〃 一四七番 標柱六号

〃 〃 〃 一五六番一 地先道路敷 標柱七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

仁方西神三七地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成十三年一月十五日広島県告示第五十一号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱四号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存するものとする。

郡市 町 村 地 番

呉市 仁方西神町 三〇四八番二 地先市道敷 標柱一号

〃 〃 〃 三〇五〇番一 標柱一号

〃 〃 〃 二九〇二番一 標柱三号

〃 〃 〃 二九〇九番四 標柱四号

〃 〃 〃 二九一七番一 標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿賀南八丁目一地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を市道に沿って結んだ線、標柱三号と四号を平成十五年三月三十一日広島県告示第四百五十六号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱三号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和四十六年三月三十日広島県告示第三百二十八号(以下「告示A」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号と三号を平成十六年三月二十五日広島県告示第四百六十一号(内神二一A地区)(以下「告示B」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示Aで指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱二号は告示Bで指定した土地に存する標柱七号と同一とし、標柱三号は告示Bで指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線に存するものとする。

郡市 町 村 字 地 番

呉市 阿賀南八丁目 七八六九番 標柱一号

〃 阿賀町 長通 八三五二番一 標柱一号

〃 〃 〃 八三五五番三 標柱三号

〃 阿賀南八丁目 〃 七八六二番一 標柱四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

内神深山温泉地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和四十六年三月三十日広島県告示第三百二十八号(以下「告示A」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号と三号を平成十六年三月二十五日広島県告示第四百六十一号(内神二一A地区)(以下「告示B」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示Aで指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱二号は告示Bで指定した土地に存する標柱七号と同一とし、標柱三号は告示Bで指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線に存するものとする。

郡市 町 村 地 番

呉市 内神町 五九番 標柱一号、六号及び七号

〃 〃 〃 七六番一 標柱二号

〃 〃 〃 七二番四 地先市道敷 標柱三号

〃 〃 〃 七〇番 標柱四号

〃 〃 〃 六一番 標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

明神東地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番

三原市 明神四丁目 二五〇番 標柱一号

明神町	一三〇番	標柱二号
"	一二六番	標柱三号
"	一二二番	標柱四号
"	一一六番一	標柱五号
"	一五五番一	標柱六号及び七号
明神四丁目	一五六番	標柱八号
"	二〇四番四	標柱九号
"	二〇一番一六	標柱十号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
久保地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成六年十二月二十八日広島県告示第千百五十三号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱九号及び六号と同一とする。

尾道市	向島町	久保	一三二七五番	標柱一号
"	"	"	一三一九九番	標柱二号
"	"	楨之前	甲一三三三四一番	標柱三号
"	"	"	乙一三三三四一番	標柱四号
"	"	楨ノ前	八六八番三	標柱五号
"	"	後谷	一三三七〇番一	標柱六号
"	"	楨之前	一三三四七番地先市道敷	標柱七号
"	"	"	一三三四四番地先道路敷	標柱八号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
二 反田二号地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

江田島市	大柿町	大江	七〇三番五	標柱二号
郡市町村	大字	字	七二三番	標柱一号
江田島市	大柿町	大江	七〇三番五	標柱二号
江田島市	大柿町	大江	七〇三番五	標柱二号

"	"	"	七〇三番一	地先道路敷	標柱三号
"	"	"	七〇三番一		標柱四号
"	"	"	六九九番一		標柱五号
"	"	"	六九七番三		標柱六号
"	"	"	七二六番一		標柱七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
石河内地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

江田島市	大柿町	大原	古新開	一三四六番一	標柱一号
"	"	"	"	一三四五番	標柱二号
"	"	"	"	一三四七番一	標柱三号
"	"	"	"	一三二七番一	標柱四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
矢比津二号地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成二年三月十二日広島県告示第三百四号(樽見地区)(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱六号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱五号及び六号は告示で指定した土地に存する標柱三号及び一号と同一とし、標柱七号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存するものとする。

江田島市	大柿町	大原	矢比津	四番一	標柱一号
"	"	"	"	一番三	標柱二号
"	"	"	"	二番一	標柱三号
"	"	"	"	五八番	標柱四号
"	"	"	"	六〇番	標柱五号
"	"	"	"	七一番一	標柱六号
"	"	"	"	三七番二、三七番三、三七番四	標柱六号

及び三七番五
三〇番地先道路敷
一番四
標柱七号
標柱八号
標柱九号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
国信二丁目地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成十一年三月十八日広島県告示第二百八十九号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と六号を結んだ線に存し、標柱六号は告示で指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線に存するものとする。

郡市 町村 大字 地番
安芸郡 海田町 国信二丁目 六〇二一番一 標柱一号
" " " " " " 二六八番 標柱二号及び
" " " " " " " " 三〇番 標柱四号
" " " " " " " " 二七〇番 標柱五号
" " " " " " " " 二七三番一 地先河川敷 標柱六号
" " " " " " " " 五九七五番六 標柱七号
" " " " " " " " 五九七八番一三 標柱七号

広島県告示第三百九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によって、昭和四十五年三月二十七日広島県告示第二百八十一号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のニシカイチ地区に係る指定区域を次のとおり変更する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
ニシカイチ地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町村 大字 地番

江田島市 江田島町 秋月二丁目
" " " " " " 秋月二丁目
" " " " " " 二シカイチ
" " " " " " 五五三〇番一
" " " " " " 五五三〇番一
" " " " " " 五五一五番
" " " " " " 五四二三番地
" " " " " " 先道路敷
" " " " " " 標柱十号

広島県告示第三百九十一号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

区域の名称	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
三掛川(五三四)地区	土石流	三掛川(五三四)地区	土石流
三掛川(五三四隣a)地区	土石流	三掛川(五三四)地区	土石流
乗本川(五四四a)地区	土石流	乗本川(五四四a)地区	土石流
			区域の表示及び法第八條第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項

乗本川(五四四b)地区	土石流	次の図のとおり	乗本川(五四四b)地区	土石流	次の図のとおり
乗本川(五四四c)地区	土石流	次の図のとおり	乗本川(五四四c)地区	土石流	次の図のとおり
乗本川(五四四隣a)地区	土石流	次の図のとおり	乗本川(五四四隣a)地区	土石流	次の図のとおり
乗本川(五四四隣b)地区	土石流	次の図のとおり	乗本川(五四四隣b)地区	土石流	次の図のとおり
関川右三(七三三)七)地区	土石流	次の図のとおり	関川右三(七三三)七)地区	土石流	次の図のとおり
関川右三(七三三)七隣a)地区	土石流	次の図のとおり	関川右三(七三三)七隣a)地区	土石流	次の図のとおり
関川右三(七三三)七隣b)地区	土石流	次の図のとおり	関川右三(七三三)七隣b)地区	土石流	次の図のとおり
関川右三(七三三)七隣c)地区	土石流	次の図のとおり	関川右三(七三三)七隣c)地区	土石流	次の図のとおり
十日市川(五三三)地区	土石流	次の図のとおり	十日市川(五三三)地区	土石流	次の図のとおり
十日市川(五三三)隣a)地区	土石流	次の図のとおり	十日市川(五三三)隣a)地区	土石流	次の図のとおり
十日市川(五三三)隣b)地区	土石流	次の図のとおり	十日市川(五三三)隣b)地区	土石流	次の図のとおり
関川右一(七三〇)地区	土石流	次の図のとおり	関川右一(七三〇)地区	土石流	次の図のとおり
関川右一(七三〇)の隣a)地区	土石流	次の図のとおり	関川右一(七三〇)の隣a)地区	土石流	次の図のとおり
関川右一(七三〇)の隣b)地区	土石流	次の図のとおり	関川右一(七三〇)の隣b)地区	土石流	次の図のとおり
関川右一(七三〇)の隣c)地区	土石流	次の図のとおり	関川右一(七三〇)の隣c)地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県東広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示三百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第四百九十六号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月三十日

一 施行者の名称

広島県知事 藤 田 雄 山

- 大竹市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
広島圏都市計画道路事業三・五・百七号南栄下白石線
- 三 事業施行期間
昭和五十九年三月二十七日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

広島県告示三百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第四百九十七号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 施行者の名称
大竹市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
広島圏都市計画道路事業三・五・百九号油見中市線
- 三 事業施行期間
昭和五十九年三月二十七日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

広島県告示三百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十六年広島県告示第六百三十二号河内都市計画下水道事業河内公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称
河内都市計画下水道事業河内公共下水道

三 事業施行期間
平成三年九月二十四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

東広島市河内町中河内字大坪、字城田、字横風呂、字石ヶ元、字室木ヶ坪、字郷、字山之根、字西条、字正道、字野口、字広島、字山居、字川窪、字下田、字能光、字岡条、字立石、字室木、字牛ノ首山、字宮原、字豊崎、字大道山、字高田、字五反田及び字下正尺、河内町下河内字上門田、字下門田、字鳴石、字一夜原、字古宮、字板橋山及び字沖、河内町入野字釜ヶ谷、字下失平、字中失平、字上失平、字中山、字上野原、字中山台及び字自在丸

使用の部分

東広島市河内町中河内字久保田、字川窪、字豊崎、字立石、字室木ヶ坪、字岡条、字石ヶ元、字大坪、字大道山、字西条、字宮原、字高田、字正道、字五反田、字横風呂、字室木、字下田、字郷、字野口、字城田、字山居、字能光、字広島、字牛ノ首山、字山之根、字下正尺、字上正尺、字空ヶ嶽、字下大道、字上大道、字敷野、字岡田、字八幡原、字敷地及び字大道原、河内町上河内字下条、字郷、字虚空崎、字古風呂及び字辰口、河内町下河内字串ヶ平、字山田、字上門田、字下門田、字鳴石、字沖、字古宮、字板橋山、字一夜原、字中畑、字下大和原及び字上大和原、河内町入野字戸苅、字簗山、字釜ヶ谷、字下失平、字中失平、字上失平、字中山、字上野原、字中山台及び字自在丸

広島県告示第三百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十五年広島県告示第百五十一号広島圏都市計画下水道事業大野公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

一 施行者の名称
廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称
広島圏都市計画下水道事業大野公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十八年二月十四日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

廿日市市大野二丁目、梅原一丁目、丸石二丁目、沖塩屋二丁目、沖塩屋三丁目、沖塩屋四丁目、上の浜一丁目、林ヶ原一丁目、及び深江一丁目、並びに字早時

使用の部分

廿日市市前空二丁目、前空三丁目、前空四丁目、前空五丁目、前空六丁目、大野一丁目、大野二丁目、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、丸石一丁目、丸石二丁目、丸石三丁目、丸石四丁目、沖塩屋一丁目、沖塩屋二丁目、沖塩屋三丁目、沖塩屋四丁目、大野原一丁目、大野原二丁目、大野原三丁目、大野原四丁目、下の浜、上の浜一丁目、上の浜二丁目、林ヶ原一丁目、林ヶ原二丁目、物見西一丁目、物見西二丁目、物見西三丁目、物見東一丁目、物見東二丁目、深江一丁目、深江二丁目、深江三丁目、対蔵山一丁目、対蔵山二丁目、対蔵山三丁目、宮島口西一丁目、宮島口西二丁目、宮島口西三丁目、及び福面一丁目、並びに沖塩屋四丁目地先、並びに字小山、字大新開、字新開、字三郎右衛門新開、字大國新開、字下原、字賀撫津、字早時、字熊ヶ浦、字橋本、字古川、字毛保、字郷、字滝ノ下、字中津岡、字護安、字前空、字水ノ越、字棚田、字下更地及び字対蔵山

広島県告示第三百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十六年広島県告示第百八十四号広島圏都市計画下水道事業府中公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

一 施行者の名称
府中町

二 都市計画事業の種類及び名称
広島圏都市計画下水道事業府中公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十九年九月十七日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

変更なし

使用の部分

平成十六年広島県告示第五百八十四号の事業地に安芸郡府中町石井城一丁目、本町三丁目及びみくまり二丁目を追加し、同事業地のうち、安芸郡府中町山田二丁目、並びに字唐柿谷山、字揚倉山、字長尾、字倉輪多山、字小勝負山及び字大谷を削除し、同事業地のうち、安芸郡府中町瀬戸ハイム二丁目、瀬戸ハイム四丁目、本町二丁目、本町四丁目、山田五丁目、城ヶ丘及び石井城二丁目地内において事業地を変更する。

公 告

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。
平成十八年三月三十日

名 称（氏名） 主たる事務所又は事業所の所在地 取 消 年 月 日
三洋石油株式会社 呉市広古新開二丁目一七番三三号 平成一八年二月二八日

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって平成十八年三月二十日付けで広島県厚生連労働組合執行委員長大江美継から争議行為を行う旨、通知があったので、次のとおり公告する。
平成十八年三月三十日

- 一 争議行為の目的
賃金その他労働条件の改善
- 二 争議行為の日時
平成十八年三月三十一日午前零時から本件の問題解決に至るまでの期間
- 三 争議を行う場所
広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院及び府中総合病院において、広島県厚生連労働組合尾道支部及び府中支部の組合員が従事する全職場
- 四 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって平成十

八年三月二十日付けで吉田総合病院労働組合執行委員長箕岡智から争議行為を行う旨、通知があったので、次のとおり公告する。
平成十八年三月三十日

- 一 争議行為の目的
賃金その他の労働条件の改善及び二五年年度末一時金その他の要求
- 二 争議行為の日時
平成十八年三月三十一日午前零時から本件の問題解決に至るまでの期間
- 三 争議を行う場所
広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院において、広島県厚生連労働組合吉田総合病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 四 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によって、廿日市市から広島都市計画臨港地区（厳島港臨港地区）の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。
平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、世羅町から、世羅甲山都市計画下水道世羅公共下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。
平成十八年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、廿日市市から、広島圏都市計画公園 三・三・二〇六号 地御前公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定によって、平成五年九月六日付けで設立の河内町入野地区土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

一 組合の名称

河内町入野地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年九月六日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

東広島市河内町入野字新栃木

四 事務所の所在地

広島市中区十日市一丁目一番九号

五 設立認可の年月日

平成五年九月六日

六 変更認可の年月日

平成十八年三月三十日

次の換地計画認可申請については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により平成十八年三月三十日から平成十八年四月十九日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年三月三十日

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所
広島県広島地域事務所長 石原照彦

広島市 三田東 区画整理事業 広島市安佐北区役所

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、届出があつた。

平成十八年三月三十日

広島県広島地域事務所長 石原照彦

事業主体 地区名 事業名 換地処分年月日

広島市 後原 区画整理事業 平成一八・三・六

大竹市広原土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があつた。
平成十八年三月三十日

広島県広島地域事務所長 石原照彦

(就任役員)

職名 氏名 住居

理事 藤井 茂 大竹市栗谷町広原五三一

谷本 太 〃 〃 三八六

藤堂 尚 〃 〃 四八六

南 正美 〃 〃 五六三

松崎 槌男 〃 〃 丙五九二

古池 誠治 〃 〃 四〇一

村上 光義 〃 〃 大栗林二五六

瀨野 愛子 〃 〃 広原五九二・二

(退任役員)

理事 藤井 茂 大竹市栗谷町広原五三一

谷本 太 〃 〃 三八六

藤堂 尚 〃 〃 四八六

南 正美 〃 〃 五六三

松崎 槌男 〃 〃 丙五九二

古池 誠治 〃 〃 四〇一

村上 光義 〃 〃 大栗林二五六

瀨野 愛子 〃 〃 広原五九二・二

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の施行を平成十八年三月十七日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年三月三十日

事業主体 地区名 事業名
呉市 蒲刈 農業用排水施設整理事業
広島県呉地域事務所長 三上 忠彦

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の施行を平成十八年三月二十三日同意した。
なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年三月三十日

事業主体 地区名 事業名
広島県福山地域事務所長 旗手 清文

福山市	阿弥迫	ため池等整備事業
福山市	浅原水路	農業用排水施設整備事業
福山市	谷郷水路	農業用排水施設整備事業
福山市	金名1水路	農業用排水施設整備事業
福山市	金名2水路	農業用排水施設整備事業
福山市	常農道	農業用道路整備事業
福山市	金丸1号農道	農業用道路整備事業
福山市	金丸2号農道	農業用道路整備事業

三次市所在の三次・吉舎地区（岡城区域）県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画に基づいて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定によって、平成十八年三月十日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、処分の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年三月三十日

広島県備北地域事務所長 堂本 雅彦

教育委員会告示

広島県教育委員会告示第一号
広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号。以下「条例」という。）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（条例第二条第十号に規定する手続等をいう。以下同じ。）を次のように定め、平成十八年四月二日から施行する。
平成十八年三月三十日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

条例第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等は、次表の上欄に掲げる条例等（条例第二条第一号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の同表の下欄に掲げる条項に規定する手続等とする。

条 例 等	条 項
視聴覚教材利用規則（昭和四十年広島県教育委員会規則第一号）	第八条第三項

教育委員会教育長告示

広島県教育委員会教育長告示第八号
広島県立総合体育館管理運営規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。
平成十八年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 関 靖直

広島県立総合体育館管理運営規則施行細則の一部を改正する告示

広島県立総合体育館管理運営規則施行細則（平成六年広島県教育委員会教育長告示第一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第十六条」を「第十三条」に改める。

第二条中「第四条」を「第三条」に改める。
 第三条中「第六条」を「第四条」に改める。
 第五条中「第七条」を「第六条」に改める。
 第七条中「別記様式第十一号」を「別記様式第十二号」に改め、同条を第八条とする。
 第六条第一号中「別記様式第九号」を「別記様式第十号」に改め、同条第二号中「別記様式第十号」を「別記様式第十一号」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(利 用 様 式 返 還 申 請 書 の 様 式)

第六条 管理運営規則第七十条第一項に規定する利用様式返還申請書の様式は、別記様式第九号のとおりとする。

広島県立総一 叩中
 「平成 年 月 日
 広島県教育委員会教育長 様

申込み団体名
 住 所
 代表者氏名
 申込み担当者 (電話)
 平成 年 月 日
 広島県立総合体育館指定管理者様

申込み団体名
 住 所
 代表者氏名
 申込み担当者 (電話)

「 使 用 期 日 」 「 使 用 期 間 」
 「見込み人員」や「見込人員」に「体育館記入欄」や「体育館記入欄」に記入。
 広島県立総一 叩中
 「平成 年 月 日
 広島県教育委員会教育長 様

申込み団体名
 住 所
 代表者氏名
 申込み担当者 (電話)

平成 年 月 日
 広島県立総合体育館指定管理者様
 申込み団体名
 住 所
 代表者氏名
 申込み担当者 (電話)

「体育館記入欄」や「体育館記入欄」に記入。
 広島県立総一 叩中 「広島県教育委員会教育長」や「広島県立総合体育館指定管理者」に「広島県立総合体育館管理運営規則」や「広島県立総合体育館管理運営規則」に

「利 用 期 日 」 「 使 用 期 間 」
 「見込み人員」や「見込人員」に記入。

広島県立総一 叩中 「広島県教育委員会教育長」や「広島県立総合体育館指定管理者」に「広島県立総合体育館管理運営規則」や「広島県立総合体育館管理運営規則」に

「 利 用 月 日 」 「 使 用 月 日 」
 「 利 用 時 間 」 「 使 用 時 間 」

「 利 用 施 設 」 「 使 用 施 設 」

広島県立総一 叩中 「広島県教育委員会教育長 様」や「広島県立総合体育館指定管理者 様」に「許可くださるようお願いいたします」や「許可してください」に記入。
 広島県立総一 叩中 「広島県教育委員会教育長」や「広島県立総合体育館指定管理者」に「区分・専用使用」や「区分使用・専用使用」に記入。
 広島県立総一 叩中 「広島県教育委員会教育長 様」や「広島県立総合体育館指定管理者 様」に「区分・専用使用」や「区分使用・専用使用」に記入。
 別記様式第八号の次に次の一様式を加える。

平成十八年三月三十日

広島県労働委員会

会長 嶋 立 廣 幸

広島県労働委員会規則第一号

広島県労働委員会の総会に関する規則

(総則)

第一条 この規則は、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二十六条第二項の規定に基づき、広島県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の総会に関し必要な事項を定める。

(総会)

第二条 労働委員会の総会は、定例総会(労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号。以下「労委規則」という。))第四条第一項の規定による総会をいう。及び臨時総会(労委規則第四条第二項及び第五項の規定による総会をいう。)とする。

(定例総会の開催)

第三条 定例総会は、原則として毎月第二及び第四金曜日を開催するものとし、その日が広島県の休日である場合は、平成元年広島県条例第二号(第一条第一項第二号)に規定する県の休日に当たるときは、その日の前日とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(定例総会の招集通知の期限)

第四条 会長が定例総会を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほかは、開催の日の五日前までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。

(総会の議事録の承認)

第五条 事務局長は、総会の議事録を作成後、速やかに委員の全員に送付し、最近の総会の承認を受けるものとする。

2 前項の議事録は、当該総会に関与した前委員に対しても送付するものとし、当該委員は、当該議事録について異議があるときは、事務局長に対し、異議を申し出ることができる。

3 事務局長は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、これを総会に付して決定を受けるものとする。

附 則

この労働委員会規則は、平成十八年四月一日から施行する。

正

誤

平成十八年三月二十日付け広島県報(定期)第二十一号に登載の広島県公告(土地改良区の清算人の退任)の一部を次のように訂正する。

農林水産部農村整備総室土地改良室長

ページ	段	行	誤	正
六	上	後ろから一三	就任	退任

平成十八年三月十六日付け広島県報(定期)第二十号に登載の広島県告示第二百七十九号(保安林予定森林にする旨の通知)の一部を次のように訂正する。

農林水産部林務総室治山室長

ページ	段	行	誤	正
二	上	後ろから一〇	三〇六の八八、字堀越四四七の 一七九	三〇六の八八、三〇八、字堀越 四四七の一七九



広島県報

定期第24号

付 録

発行者 広 島 県
 発行所 広島県総務企画部
 管理総室文書法制室
 購読料 月額 2,700円

平成十八年

二月分目録

定期 第八号から
 第十五号まで
 号外 第十三号から
 第三十号まで

目次	頁	日 号外 ページ
〇 規 則		
三 広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則	二	二
四 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	九	二
五 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	二六	二
〇 訓 令		
二 職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令	二	二
三 広島県決裁規程の一部を改正する訓令	三	二
〇 告 示		
九 許可をすべき皆伐面積の限度	一	一
一〇〇 市町村の合併の特例に関する法律に基づく従前特別適用選挙区に係る人口	一三	一
一〇一 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更	二	一
一〇二 換地計画に伴う字の区域の変更	三	一
一〇三 " "	四	一
一〇四 保安林の指定の解除	五	一
一〇五 " "	五	一
一〇六 保安林予定森林	五	一
一〇七 " "	五	一
一〇八 " "	五	一
一〇九 道路の区域変更	六	一
一一〇 平成十六年広島県告示第七百八十七号(港湾法の規定による広島圏都市計画広島臨港地区内における分区の指定)の一部を改正する告示	六	一
一一一 一部事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止	六	一
一一二 生活保護法の規定による介護機関の指定	六	一
一一三 生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	六	一
一一四 解除予定保安林	六	一
一一五 公共測量の実施	六	一
二六 公共測量の終了	九	三
二七 生活保護法の規定による医療機関の指定	九	三
二八 生活保護法の規定による施術者の指定	九	三
二九 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	九	三
三〇 生活保護法の規定による指定医療機関の休止	九	三
三一 漁業災害補償法に基づく加入区の設定	九	三
三二 換地計画に伴う字の区域の変更	九	三
三三 土地収用法の規定による事業の認定	九	三
三四 公有水面埋立ての埋立地の用途の変更の許可	九	三
三五 公有水面埋立ての竣功の認可	九	三
三六 国土調査の成果の認証(市町村)	九	三
三七 " "	九	三
三八 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	九	三
三九 平成五年広島県告示第三百八十八号(大規模行為届出対象地域の指定)の一部を改正する告示	九	三
四〇 生活保護法の規定による施術者の指定	九	三
四一 生活保護法の規定による指定施術者の廃止	九	三
四二 道路の区域変更	九	三
四三 道路の供用開始	九	三
四四 " "	九	三
四五 定例県議会の招集	九	三
四六 収納代理金融機関の合併	九	三
四七 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	九	三
四八 結核予防法の規定による医療機関の指定	九	三
四九 結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退	九	三
五〇 貸金業の規制等に関する法律の規定による行政処分	九	三
五一 保安林予定森林に関する旨の通知	九	三
五二 都市計画の変更	九	三
五三 都市計画事業の事業計画の変更の認可	九	三

県営土地改良事業の換地処分 換地処分(土地改良区)	九
貸金業者の所在の確知不能	九
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	九
県営土地改良事業変更計画の樹立	九
開発行為に関する工事の完了	九
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村)	九
土地改良事業施行認可申請の適否決定(土地改良区)	九
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村)	九
土地改良区の定款変更の認可	九
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出の 取下げ	三
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	三
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	三
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村)	三
県営土地改良事業の換地処分	三
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村)	三
一般競争入札	三
落札者等の公示	三
一般競争入札	三
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	六
県営土地改良事業計画の樹立	六
県営土地改良事業の工事の完了	六
市町村都市計画の変更に係る図書の写し	六
都市計画事業の施行	六
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村)	六
土地改良区の役員の退任	六
一般競争入札	六
県営土地改良事業計画の樹立	六
県営土地改良事業の工事の完了	六
土地改良区の清算人の就任	六
土地改良区の役員の就任及び退任	六

特定非営利活動法人の認証申請	三
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	三
県営土地改良事業計画の樹立	三
市町村都市計画の変更に係る図書の写し	三
土地改良事業計画変更協議の適否決定(市町村)	三
土地改良区の役員の退任	三
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村)	三
県有財産売却の一般競争入札	三
一般競争入札	三
市町村都市計画の変更に係る図書の写し	三
換地処分(市町村)	三
土地改良区の役員の就任及び退任	三
一般競争入札	三
〇 公営企業管理規程	二
一 企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程及び広島 県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程	二
二 広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程	六
〇 企業局告示	三
一 広島県と三原市との間における水道管理事務の事務委託に関する 規約の一部を改正する告示	三
二 広島県と尾道市との間における水道管理事務の事務委託に関する 規約の一部を改正する告示	三
〇 教育委員会訓令	四
一 事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部 を改正する訓令	四
二 広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	四
〇 教育委員会教育長告示	五
二 公の施設の指定管理者の指定	五
三 平成十八年度における広島県立美術館及び広島県縮景園受付等業務 委託契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の 申請手続等	五

五	〇 教育委員会教育長公告 耕三寺博物館に係る博物館登録原簿の登録の変更	七	〇 選挙管理委員会告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定 個人演説会等を開催することができる施設についての変更 個人演説会等を開催することができる施設 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	九	〇 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示
四	平成十七年度から平成十九年度における広島県立図書館窓口サービス業務委託契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等	六	〇 人事委員会規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 瀬戸田町、因島市中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則及び尾道因島地区衛生施設組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則 深安郡神辺町の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則	二	〇 公安委員会告示 福山市と深安郡神辺町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則
三	〇 公安委員会告示 教習指導員審査(普通)の実施	三	〇 選挙管理委員会告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定 個人演説会等を開催することができる施設 個人演説会等を開催することができる施設 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	三	〇 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示
二	〇 公安委員会告示 教習指導員審査(普通)の実施	二	〇 選挙管理委員会告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定 個人演説会等を開催することができる施設 個人演説会等を開催することができる施設 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	二	〇 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示
一	〇 警察本部公告	一	〇 選挙管理委員会告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定 個人演説会等を開催することができる施設 個人演説会等を開催することができる施設 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	一	〇 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示

〇	〇 警察本部公告	九	〇 内水面漁場管理委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催 県の情報システムの調達に係る監査の結果報告書 一月例月出納検査の結果 平成十七年度包括外部監査の結果 監査の結果	九	〇 正誤 平成十八年二月九日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十一号の訂正 平成十八年二月十六日付け広島県報(定期)第十二号中広島県教育委員会教育長告示第四号の訂正
〇	〇 警察本部公告	八	〇 内水面漁場管理委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催 県の情報システムの調達に係る監査の結果報告書 一月例月出納検査の結果 平成十七年度包括外部監査の結果 監査の結果	八	〇 正誤 平成十八年二月九日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十一号の訂正 平成十八年二月十六日付け広島県報(定期)第十二号中広島県教育委員会教育長告示第四号の訂正
〇	〇 警察本部公告	七	〇 内水面漁場管理委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催 県の情報システムの調達に係る監査の結果報告書 一月例月出納検査の結果 平成十七年度包括外部監査の結果 監査の結果	七	〇 正誤 平成十八年二月九日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十一号の訂正 平成十八年二月十六日付け広島県報(定期)第十二号中広島県教育委員会教育長告示第四号の訂正
〇	〇 警察本部公告	六	〇 内水面漁場管理委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催 県の情報システムの調達に係る監査の結果報告書 一月例月出納検査の結果 平成十七年度包括外部監査の結果 監査の結果	六	〇 正誤 平成十八年二月九日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十一号の訂正 平成十八年二月十六日付け広島県報(定期)第十二号中広島県教育委員会教育長告示第四号の訂正
〇	〇 警察本部公告	五	〇 内水面漁場管理委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催 県の情報システムの調達に係る監査の結果報告書 一月例月出納検査の結果 平成十七年度包括外部監査の結果 監査の結果	五	〇 正誤 平成十八年二月九日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十一号の訂正 平成十八年二月十六日付け広島県報(定期)第十二号中広島県教育委員会教育長告示第四号の訂正